

令和5年4月1日施行

長崎県ケアラー支援条例

地域社会全体で
ケアラーを支えることが必要です。

■基本理念(第3条)

1. ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、その生活の継続性が損なわれることがないように行われなければならない。
2. ケアラー支援は、県、県民等、市町、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。
3. ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

長崎県はケアラーが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。



ケアラー支援に関する取組や詳細は、こちらをご覧ください。

悩みや不安な気持ちがあったら、
ひとりで抱え込まず、相談することが大切です。

相談先の一覧は、裏面へ▶

ひとりで悩んでいたら、
お話を聞かせてください。

ヤングケアラー支援に関する相談先

【市町の児童相談窓口一覧】.....▶

県内各市町の相談窓口は
こちらの一覧からご相談ください。



長崎子ども・女性・障害者支援センター

住所／長崎県長崎市橋口町10-22
時間／月曜日～金曜日(年末年始・祝日除く)
午前9時～午後5時45分



☎095-844-6166

佐世保子ども・女性・障害者支援センター

住所／長崎県佐世保市万徳町10番3号
時間／月曜日～金曜日(年末年始・祝日除く)
午前9時～午後5時45分



☎0956-24-5080

長崎県 子ども家庭課

住所／長崎県長崎市尾上町3番1号
時間／月曜日～金曜日(年末年始・祝日除く)
午前9時～午後5時45分



☎095-895-2442

ヤングケアラー支援に関する相談窓口

子ども家庭庁
児童相談所 相談専用ダイヤル (まずはこちらからどうぞ)

☎0120-189-783 通話料
無料

ヤングケアラー

こどもがこどもでいられるように



令和5年4月に

「長崎県ケアラー支援条例」を

施行しました。

こどもがこどもで いられるように

勉強、部活、友達、進路、就職・・・
といわれる時期に、
家族のために家事やお世話をしている
こどもたち。
その中には、勉強する時間がない、
友だちと遊ぶ時間がない、など、
悩みを抱えているこどももいます。
もっと、私たちが、社会が、
知る必要があります。
そして、お世話をがんばっているあなたへ。
お世話がつらいときには、
誰かに話してみてください。
全てのこどもがこどもでいられるように。



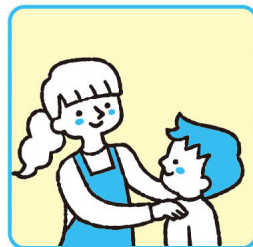
ヤングケアラーとその家族を支える社会を目指して。

ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことをいいます。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が話せない家族や障害のある家族のために通訳をしている



家計を支えるために働いて、障害や病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

ヤングケアラーが直面する問題

家事や家族のお世話の責任や負担が重くなると、こどもたちにさまざまな影響が出る可能性があります。

学校生活への影響

遅刻・早退・欠席が増える、勉強の時間が取れない、部活動ができない等



進路への影響

家族のケアを行うため、希望する進学先や就職先を断念せざるを得ない等



友人関係への影響

友人と遊ぶ時間がないため、交友関係を築きにくく、孤立しやすい等

